

さ情審査答申第87号  
平成24年10月17日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成24年2月20日付けで貴職から受けた、「観光政策課における『さいたま市 Walker2011 夏号』『蒲焼き発祥の地といわれる店』の記事についての事案に関する文書すべて」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てについては、本件処分に開示漏れ等の瑕疵が認められないことから、異議申立ての利益がなく、不服申立人の適格を欠く不適法なものと認められる。よって、本件異議申立てに対しては、これを却下すべきである。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、平成23年11月16日付け経観観第971号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分を変更し、行政情報を開示せよとの決定を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

「さいたま市 Walker2011 夏号」「蒲焼き発祥の地といわれる店」の記事についての事案に関する文書すべてを、開示請求した。これに対して、「平成23年6月28日及び6月29日作成に関する「対応メモ」が開示された。内容は市民からの苦情である。受付までで、途中経過と結果が記載されてい

ない。

ちなみに、平成23年5月18日付け「適正な文書事務の執行について(通知)」(以下「同文書」という。)を所属職員に周知した供覧文書も同時に請求した。観光政策課においては供覧されず、軽易な回覧がされたとしている。同文書には「回覧」の付票が添付されている。しかし押印されず、レ印となっている。各職員が同文書を精読したか疑わしい。同文書によれば、「特に市民からの要望・苦情等に基づく事案については、原則として文書により処理すること。」とあり、当然文書により処理されているはずである。しかし「簡易なメモ」が開示された。適正な文書事務に基づく本事案の「市民からの苦情」への対応に関する行政情報の開示を求めるものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

本件は、さいたま市の外郭団体である社団法人さいたま観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)が発行している観光ガイドブック「さいたま市 Walker2011 夏号」における記事について、その表現の適切性について、匿名の方からの電話による問い合わせがあったことに起因するものである。

内容としては、「浦和の隠れた名物って知ってます?」というタイトルの記事中、「実は『蒲焼き発祥の地』とも言われる店が、浦和にはあります。それが南浦和の『小島屋』です。」という記述に関し、一部適切でない表現が含まれていると感じているため、翌日に来庁し、この記事について説明を請うとのことであったため、同日にビューローの担当者と連絡を取り、この表現を使って発行に至った意図や経緯を確認したうえで翌日の説明に臨んだところである。

翌日の説明においては、発行に至る経緯やこの件に関するビューロー及び市の考え方などを説明した。その際、匿名の方から「記事の意図や経緯は理解したが、このままの表現では「小島屋」という特定の店が、あたかも「蒲焼き発祥の地」であると受け取られかねない」といった指摘があったため、その旨を発行元のビューローに伝え、そのような視点のもと、再度掲載内容について確認するとともに、訂正文などの善後策が必要かどうかについても検討することを約束した。

一義的には、発行元のビューローにこの記事の文責があることから、観光政策課としては、本件に係る一連の経緯及び匿名の方とのやりとりの内容が分かる「対応メモ」を作成して報告し、以降の対応についてはビューローの判断に委ねた。したがって、開示請求に係る文書としては、平成2

3年6月28日及び29日に作成した「対応メモ」であると特定し、開示したものである。

なお、匿名の方より指摘された部分について、その後ビューロー内で検討がなされ、次号「さいたま市 Walker2011 秋号」において、一部適切な表現でなかったことに対するお詫びの一文が掲載された。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人の平成23年10月31日付け行政情報開示請求書に対し、実施機関が特定した平成23年6月28日及び6月29日作成に関する「対応メモ」である。

「観光政策課における『さいたま市 Walker2011 夏号』『蒲焼き発祥の地といわれる店』の記事についての事案に関する文書すべて」という開示請求者の行政情報の名称又は内容について、上記「対応メモ」を本件開示請求の対象行政情報とした経緯等については、上記実施機関の理由説明の要旨のとおりであり、これに疑義をはさむ合理的な事情は存在しない。異議申立人は、本件対象行政情報が市民からの苦情に対し、受付までの内容であり、途中経過と結果が記載されていないこと、及び平成23年5月18日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について(通知)」において「特に市民からの要望・苦情等に基づく事案については、原則として文書により処理すること。」とあることから、これに基づいた文書処理がされているはずであり、当該「市民からの苦情」への対応に関する文書を開示すべきであることを理由に本件異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件異議申立てについて

前記1で述べたとおり、本件開示請求に対し、実施機関は文書を特定し、平成23年11月16日付けで当該文書を開示決定したものである。

本件処分は、本件開示請求に対し、実施機関が現に保有する行政情報として本件対象行政情報を開示したものであり、当該処分自体に開示漏れや開示請求外の情報の開示等の瑕疵があるとは認められないことから、本件異議申立ては、申立ての利益がなく、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条第1項に規定する「行政庁の処分(この法律に基づく処分を除く。)に不服がある者」に該当しない。不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てとして却下されるべきである。

ちなみに、異議申立人は本件対象行政情報の内容が「市民からの苦情」に対する途中経過と結果の記載がなく、受付までであり、記載内容が不十分であると主張しているが、本件対象行政情報の記載内容が十分かど

うかということと、開示請求に応じて開示するかどうかということは別問題である。さらに、本件対応メモには、ビューロー内での編集会議の概要や当該観光ガイドブックの発行に至る経緯の要旨が記載されているほか、本件苦情の申出人に対して、発行に至る経緯など所要の説明を行っていることも付言しなければならない。

また、本事案における「市民からの苦情」に対する実施機関の文書処理が前記の総務部長通知に照らし適当であるか否か、同部長通知が所属職員に供覧され周知が図られたか否かについては、当審査会の審査権限の範囲外の事項である。

本件異議申立てに関連して、次のとおり、指摘すべき事項が認められたので、付記するものである。

条例第6条第1項第2号の規定によれば行政情報の開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、開示請求書に「行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項」を記載して提出するよう義務づけている。条例における行政情報の特定は、開示請求の適法要件であり、本来、開示請求に係る本質的な内容をなすものであるから、開示請求者自身が行うことを規定しているのである。開示請求者は、開示請求に係る行政情報が他の行政情報と識別可能な程度に明らかにされていることが必要となる（平成19年8月1日付けさ情審査答申第41号当審査会答申書第4-3参照）。

個別具体の開示請求事案における行政情報の特定は、各実施機関（担当課）が個別に判断することとなるが、例えば本件開示請求のように「・・・についての事案に関する文書のすべて」とか、「・・・の内容が分かる資料のすべて」といった表現で開示請求された場合、条例による開示請求の対象としての行政情報の特定としては、対象文書の範囲が客観的に明確性を欠き、不十分であると認められる。

このように、対象文書の特定が必ずしも十分といえない場合に、補正が不十分なまま、実施機関が該当すると思われる行政文書等を選定して、開示、不開示等の決定を行うと、その結果、開示決定された行政文書等が開示請求者の求めているものと異なっていたり、他にも対象となる行政文書等があるはずであるとの理由で、事後に追加の開示決定を求める不適法な不服申立てがなされたりする例が生じる。

対象文書等（行政情報）の特定にあたっては、実施機関と開示請求者が互いに協力することが重要であり、対象文書等の特定が不十分なまま手続きが進められ、後日、紛争が生ずるなどの問題が生じないようにする必要が認められる。同時に、開示請求者も、請求の趣旨、求める情報

の内容等を具体的に実施機関に伝えることが強く求められる（平成24年5月9日付けさ情審査答申第82号当審査会答申書参照）。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てが不適法であると認め、上記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成24年 2月20日	諮問の受理
	同 年 3月14日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 5月17日	審議
	同 年 6月25日	審議
	同 年 9月20日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

（五十音順）